

労働災害防止推進計画(第12次防)の概要

計画期間:平成25年4月1日～平成30年3月31日

1 計画のねらい

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

全ての関係者(国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など)が、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取ることで、

「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指します。

- 福井県内の労働災害の大幅な減少と労働者の健康確保を図るため、国の定めた第12次労働災害防止計画に基づき、福井労働局における労働災害防止対策を推進する方向を明らかにします。
- 長期的な災害動向と社会情勢の変化を踏まえて、重点対策を絞り込みます。

2 計画の全体目標

- ① 死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による**死亡者数を15%以上減少**させること
- ② 平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による**死傷者数を15%以上減少**させること

3 重点施策

- ① 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- ② 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組
- ③ 発注者、製造者等による取組
- ④ 原子力発電所等に対する総合的な対策の推進

① 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた施策の重点化

重点とする労働災害多発業種対策

第三次産業対策 (※運輸交通業及び貨物取扱業を除く)

【目標】

第三次産業全体

死傷者数を15%以上減少

(平成24年と比較して平成29年までに)

- 小売業、卸売業、保健衛生業及び接客娯楽業に対する集中的取組
- 小売業等の大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上
- 小売業等のバックヤードを中心とした作業場の安全化
- 介護施設における腰痛、転倒防止対策を推進

道路貨物運送業対策

【目標】

死傷者数を30%以上減少※

(平成20年と比較して平成29年までに)

- 荷役作業の労働災害防止対策の徹底
- トラック運転手に対する安全衛生教育の強化
- 荷主による取組の強化

製造業・建設業対策

【目標】

死傷者数を30%以上減少※

(平成20年と比較して平成29年までに)

- 製造業に対する機械災害防止対策の推進
- 建設業に対する墜落・転落災害防止対策の推進
- 建設現場の統括安全衛生管理の徹底

※「平成20年と比較して、平成32年までに3割減の達成」の政府目標を前倒して達成することを目指します。

特定災害対策

墜落・転落災害対策

- 建築物、車両等からの墜落・転落災害の再発防止
- 手すり先行工法の普及及び足場先行工法の徹底

機械災害対策

- 機械譲渡時における機械危険情報の提供の促進

重点とする健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

【目標】

中小規模事業場への

更なる取組の促進

- 1次予防の計画的な促進
- 2次予防促進のための体制整備と人的育成の推進
- 精神障害の発生割合に応じた3次予防の促進
- 事業場外資源の利用促進

過重労働対策

- 健康診断事後措置の徹底
- 長時間労働者に対する医師による面接指導の徹底
- 小規模事業場における事業場外資源の利用促進
- 時間外・休日労働の削減

職業性疾病対策

【目標】

業務上疾病全体を減少させる

■腰痛 死傷者数を10%以上減少

■熱中症 死傷者数を20%以上減少

(平成20～24年の合計値と比較して平成25～29年の合計値で)

- 化学物質及び石綿による健康障害防止対策の推進
- 腰痛予防対策指針に基づく労働衛生三管理及び労働衛生教育の実施
- OWBGT値(暑さ指数)に基づく熱中症予防対策の推進
- じん肺予防対策の推進

受動喫煙防止対策

- 受動喫煙防止対策の普及・啓発

業種横断的な取組

リスクアセスメントの普及促進

【目標】

中小規模事業場への
更なる導入の促進

- 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進
- 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進
- 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

冬期間における労働災害防止対策

- 冬期間の積雪・凍結による転倒災害防止

健康確保対策

- 一般定期健康診断実施後の措置の徹底
- 小規模事業場における労働衛生管理体制の確立

交通労働災害防止対策

- 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知
- 関係機関との連携

高齢労働者、非正規労働者、外国人労働者対策

- 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組
- 基礎疾患等に関連する労働災害防止
- 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

② 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

- 安全衛生分野の専門家を活用するとともに、労働災害防止団体の活動を活性化
- 業界団体との関係づくり、施策の協議などにより業界と協調的に取組を推進
- 企業の安全衛生管理を側面支援する外部の専門機関の利用しやすい環境を整備

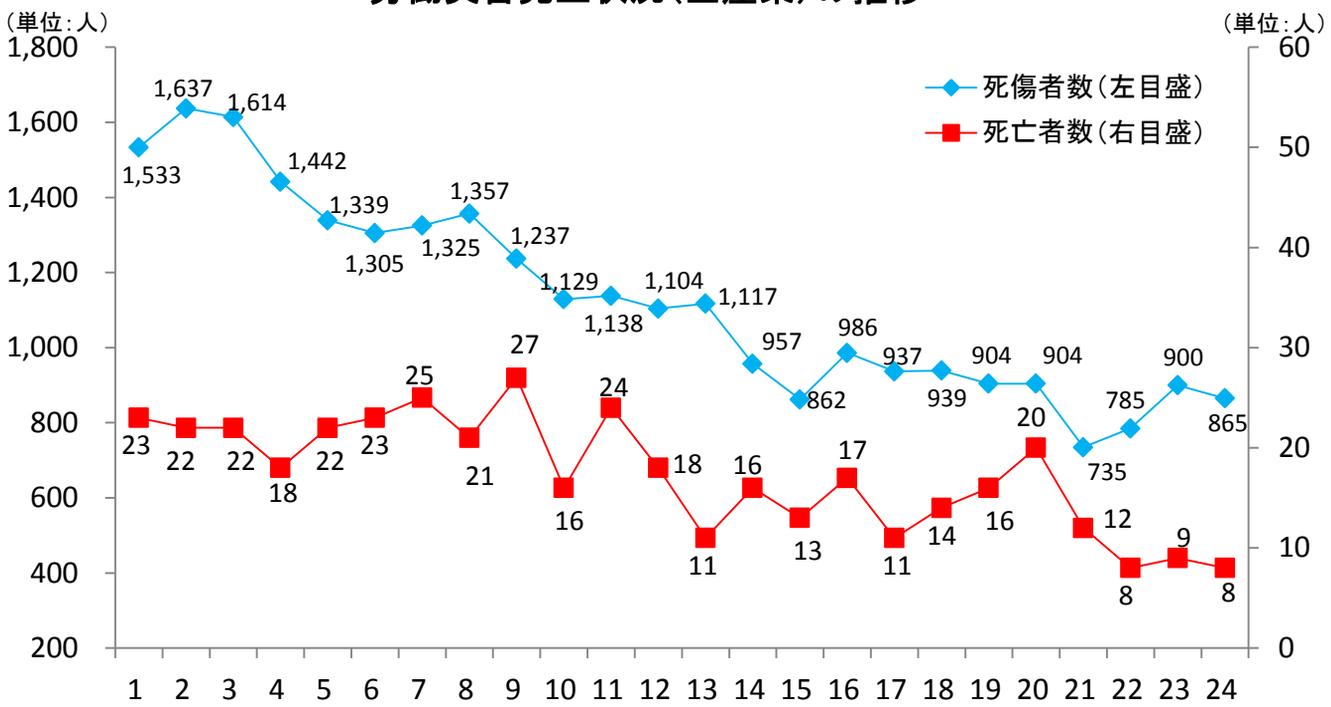
③ 発注者、製造者等による取組

- 外部委託により安全衛生上の責任を逃れたり、過度に安価な発注により受注者が安全衛生対策の経費が計上できない状況にならないよう発注者による取組を強化
- 機械の本質安全化を促進し、設計・製造段階等のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底が図られるよう、機械設備の提供者による取組を強化

④ 原子力発電所等に対する総合的な対策の推進

- 原子力事業者を中心とした総合的な安全衛生管理活動の促進
- 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた対応の促進

労働災害発生状況(全産業)の推移



最近の労働災害の発生状況(主な業種別)

(年)
(単位:人)

| 死亡災害 | H19 | 10次防 合計 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 11次防 合計 |
|---------|-----|------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 第三次産業 | 1 | 9 | 2 | 3 | 1 | 2 | 2 | 10 |
| うち商業 | 1 | 5 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 5 |
| 建設業 | 5 | 30 | 8 | 3 | 4 | 4 | 3 | 22 |
| 製造業 | 4 | 7 | 4 | 2 | 2 | 1 | 2 | 11 |
| 道路貨物運送業 | 3 | 19 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| その他 | 3 | 6 | 4 | 1 | 0 | 2 | 1 | 8 |
| 合計 | 16 | 71 | 20 | 12 | 8 | 9 | 8 | 57 |

| 休業4日以上 死傷災害 | H19 | 10次防 合計 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 11次防 合計 |
|----------------|-----|------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 第三次産業 | 292 | 1,424 | 310 | 272 | 304 | 352 | 351 | 1,589 |
| うち商業 | 113 | 538 | 99 | 99 | 119 | 121 | 113 | 551 |
| うち保健衛生業 | 51 | 237 | 50 | 53 | 54 | 82 | 74 | 313 |
| うち接客娯楽業 | 42 | 231 | 58 | 40 | 35 | 56 | 59 | 248 |
| 製造業 | 272 | 1,385 | 255 | 227 | 206 | 236 | 252 | 1,176 |
| 建設業 | 183 | 1,007 | 173 | 133 | 147 | 152 | 150 | 755 |
| 道路貨物運送業 | 103 | 536 | 103 | 62 | 73 | 99 | 69 | 406 |
| その他 | 54 | 276 | 63 | 41 | 55 | 61 | 43 | 263 |
| 合計 | 904 | 4,628 | 904 | 735 | 785 | 900 | 865 | 4,189 |